

P1. 第3次 韓日会談 (1953.10.6-21)
国籍及び処遇分科委員会会議録、第1次
1953.10.10

分類番号 723.1 JA
登録番号 94

P2. 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	フレーム番号
723.1 JA	94	政務課	1953	番号	始まり 終り
国 1953.10				C1- 0002	1223~ 1240
1次					

機能名称： 第3次 韓日会談 (1953.10.6-21)
国籍及び処遇分科委員会会議録、第1次、1953.10.10

P3. 分類番号 723.1 JA 登録番号 94 保存期間 永久甲
国 1953.10
1次

機能名称： 第3次 韓日会談 (1953.10.6-21)
国籍及び処遇分科委員会 会議録、1次、
1953.10.10
生産課 政務課 生産年度 1953

* 2次、1953.10.16(案)

P4. 韓日代第 5575 号
檀紀 4286 年(1953 年)10 月 14 日
駐日公使 印
外務部長官 閣下

韓日会談第1次国籍及び
処遇分科委員会会議に関する報告の件
標記の件に関しては別添韓日会談国籍及び処遇分科委員会第1次会議経過報告書を
上達しますので査収なさるよう仰望いたします。
別添 韓日会談国籍及び処遇分科委員会第1次会議経過報告書

P6. 国籍及び処遇分科委員会 第1次会議 経過報告

1. 日時と場所 檀紀 4286 年(1953 年)10 月 10 日午前 10 時 30 分から 11 時 40 分
日本外務省第 417 号室

2. 出席者:

日本側

鶴岡千仞 法務省入国管理局次長
鈴木政勝 外務省参事官

池川正良 法務省民事局第5課長
竹内春海 外務省アジア第二課長
志水志郎、林、佐治 各事務官

韓国側

柳泰夏 参事官
洪璣基 法務局長(オブザーバー)
李相徳 韓銀外国部長
高鴻基、韓奎永 両書記官

3. 会議経過と討議事項

開会劈頭において韓国日側から、この分科委員会の会議を順調に発展させる環境を造る条件として、まず現在大村収容所に拘束されている韓人 120 人の釈放を要請したことが動機となって、本問題を含むいわゆる強制退去問題に関して、再び左記のように両側の法理論が交換されたが、理論上の一致点には到達することができなかったが、結局は釈放することにするがその釈放条件と手続きに関して、正当な交渉で代表部と出入国管理庁が当該 120 名釈放問題を取ることで合意を見た。

(1) 強制退去と被拘束者 125 名の問題

韓国側から現在大村収容所に拘束されている韓人で、昨年に韓国から逆送された 120 名余りに関して、韓国側の希望を開陳すると前提し、「125名の法的地位は、(A)この協定が成立する前には、その国籍が未確定状態にあるということ。(B)また共同協定案によると事前協議なしには退去処分を取ることができなくなった。それにも拘わらず彼らの身体を自由を拘束するのは不当だ。したがってこの会議が円満に進捗する環境を造るために、まずこのような不当な措置を解消してくれることを希望する」と発言すると、

日本側からは「強制退去に対する日本側の方針に関しては、前回の会議において説明したが、要するに日本社会が残留したくない者に対して退去させることに置重したし(貧困者も含む)、そのようなケースでは全ての既得権も喪失するのである。

また強制退去に対する法理に関しては、日本側の主張と見解が正当だという立場を取るしかないと考える。実際現在まで大村収容所に拘束されていることは遺憾に思うが、このような事態を解消するためには、現在ではなくても一定時期に新しく会議が成立した後にでも、韓国側が引き受けを約束してくれれば、その取扱いを研究して適当に処理する。

最後に附言したいのは貧困者に関することだが、ただ貧困者という理由では強制退去を実施しないが、しかし日本側の財政状態が健全でないので、無制限には援護措置を続けるのが困難なので(生活保護法に依拠した援助も、これまたそうである)、韓国側が保護責任を引き継いでくれることを望み、その方法として援助金を入替する方式を取っても良い」と答弁したので、これに対して再び

韓国側から「強制送還と引受け自体が共同協議案第1条国籍条項、同3条事前協議の条項に関連する問題点なのに、この二つの条項はこの会議において協議し解決しなければならない課業である。即ちもう一度言えば、国籍が確定した後の強制退去に関しては、韓国と協議して決定することになった。日本側が充分予期する状態だったのにも拘らず、前記 125 名を 2 年数か月の間も身体を拘束して来たし、またこのような拘束状態を今後無制限に続けるということは、非人道的な取扱いだと言わざるを得ない。日本側の見解によると出入国管理令によって拘束したと主張するが、それは普通有期的に、一時的にしなければならぬものにも拘らず、無制限に身体を自由と人格を拘束し、死亡者まで発生させるということは、一種の処罰だと認定せざるを得ない」と反駁したので、

日本側は「強制退去は主権国家の自由な行使として取るものであり、このように国際法

上認められる原則を、協定によって調整するという事は、自己を自作制限するという意味である。なのでそのような両国間の協定がある前には、前記該当者は韓国側で引き受けなければならないものである。結果を見れば前記被拘束者が無制限に拘束され、人道的には美しくない事態になってしまったが、前で言及した国際法的原則を双方理解することを土台にして、この問題を解決するにおいては、韓国側で前記 125 名を引き受けることを期待する立場を取ろうと思う。実際の引受けは協定成立以後にしても良いが、現在韓国側で引受けると約束だけしてくれれば、即時釈放措置を取る。要するに両国の親善を図る立場によって、人道的にこの問題を早急に解決しようという点においては、韓国側の見解と同一だ」と答弁した。

次に「前記本件法理論に関する両国の見解において、前記美しくない事態発生の原因が、互いに相手側にあると主張した末に、日本側が「法理論よりは実際の観点によって検討すれば、過去に韓国側では在日韓人に対する保護措置において事実上、大韓民国の国民として取り扱ったし、連合軍の占領時代に事実上引受けたし、またその退去処分を取るにおいては、日本の裁判所の最終判決に依拠したものである。したがって日本が独立した以後にも事実上これを継続したのである。しかし法理上で論争しても一致点を発見できないのだから、本件問題はこの会議と別途に協議して解決するようにしよう」と提議すると、

韓国側はこれに同意すると同時に「過去、連合軍の占領時代に特殊な事情で、韓国の要請によって 1、2 度引受けのは事実だ。しかし日本が独立した以後には前記被拘束者のような国籍が確定しない者を戦時中一方的に引受けるとするのは無理なことだ。本件に関連して、特に日本側の考慮を要請したいのは、普通刑事犯人が(政治犯人ではなく密貿易者)日本に逃亡して来て、日本当局の同情を得るために政治犯人だという言動をするので、両国間で不美を起している。このような犯罪人を韓国に引き渡すように協力してくれることを望む」と発言したので、

日本側では「それは別途に犯罪人引渡し協定を締結しなければならない問題である」と答えた。

(2) 貧困者に対する援護問題

「日本社会は生活するのがだんだん苦しくなったので、貧困者で帰国を希望する者に対しては、特別に取扱って便利を与えるようにする。現在該当者に対しては人道的立場によって援護しており、その補助費も約 1 割ほど増加している。しかしそのような援護措置を無制限に続けるのは難しいので、韓国側が保護責任を引き継いでくれるように願う。特に今年は米作が不況な一方では水害がひどいので、より困難な問題が発生するかと憂慮している」と発言すると、

韓国側では「韓国の休戦が成立して幾らも経たないし、現在国内には罹災民が多いので、現段階においては在日貧困者まで援護するのはとても困難な状態にある。勿論自己国民なので今後も保護しなければならない立場にあるが、現在においてはまだ韓国復興計画も未確定なので、日本側が援護を続けることを期待している」と答えた。

4. 次回会議の日時

第 2 次会議を 10 月 16 日午前 10 時から、日本外務省 419 号室ですることに決定した。